

# ○国立大学法人埼玉大学教職員給与規則

〔平成16年4月1日  
規則第113号〕

改正	平成17. 3. 28	16規則220	平成17.11. 1	17規則16
	平成17.12. 1	17規則22	平成18. 4. 1	18規則4
	平成19. 4. 1	19規則9	平成19. 5.17	19規則55
	平成19. 8. 1	19規則69	平成20. 1.24	19規則90
	平成20. 3. 1	19規則93	平成20. 4. 1	20規則4
	平成20. 6. 1	20規則48	平成21. 4. 1	21規則1
	平成21. 5.29	21規則14	平成21.11.30	21規則56
	平成22. 3.29	22規則3	平成22. 6.24	22規則39
	平成22.11.30	22規則57	平成22.12.16	22規則59
	平成23. 3.17	22規則79	平成23. 6.29	23規則4
	平成23. 9.30	23規則8	平成24. 3.30	23規則17
	平成24. 6.28	24規則6	平成25. 3.28	24規則67
	平成25. 6.27	25規則5	平成25. 7.18	25規則7
	平成25.11.28	25規則21	平成26. 3.11	25規則31
	平成26. 3.27	25規則54	平成26.12.18	26規則23
	平成27. 3.26	26規則132	平成27. 6.25	27規則12
	平成28. 3. 3	27規則60	平成29. 1.19	28規則22
	平成29. 3.30	28規則46	平成30. 1.18	29規則17
	平成30. 3.29	29規則48	平成31. 1.17	30規則14
	令和元. 9.26	元規則27	令和2. 3.26	元規則52
	令和2. 3.27	元規則68	令和2. 9.17	2規則16
	令和3. 3.18	2規則53	令和4. 3.28	3規則66
	令和4. 6. 9	4規則5	令和4. 9.29	4規則20
	令和4.11.24	4規則30	令和5. 3.16	4規則74
	令和5.11.30	5規則38		

(目的)

**第1条** この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第1項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

**第2条** この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

**第3条** 教職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給とする。

(2) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、附属幼稚園教員特別手当、教職調整額、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、研究代表者等特別手当及び期末特別手当とする。

(3) 前2号に定める本給及び諸手当のほか、学長が必要と認めるときは、給与として差額一時金又はその他の一時金を支給することができる。

(給与の支給日)

**第4条** 本給、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、附属幼稚園教員特別手当及び教職調整額は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当及び宿日直手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

3 研究代表者等特別手当は、12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

（給与の支払）

**第5条** 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、教職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

（日割計算）

**第6条** 新たに教職員となった者には、その日から本給を支給し、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 教職員が離職したときは、その日までの本給を支給する。

3 教職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第7条** 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

**第8条** この規則により勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

**第9条** この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本給の決定)

**第10条** 教職員の受ける本給は、所定の労働時間による労働に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件を考慮して、本給表に定める級及び号給により決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職本給表(一) (別表第1)
- (2) 一般職本給表(二) (別表第2)
- (3) 技術職本給表 (別表第3)
- (4) 教育職本給表(一) (別表第4)
- (5) 教育職本給表(二) (別表第5)
- (6) 教育職本給表(三) (別表第6)
- (7) 医療職本給表(一) (別表第7)
- (8) 医療職本給表(二) (別表第8)
- (9) 指定職本給表 (別表第9)

(初任給)

**第11条** 新たに採用される者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格及び降格)

**第12条** 勤務成績が良好な教職員については、その者の資格に応じて、上位の職務の級に昇格させることができる。

2 教職員の勤務成績が著しく不良な場合は、下位の職務の級に降格させることができる。

(昇給)

- 第 1 3 条** 教職員（指定職本給表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるもの）にあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるもの）にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 56歳（教育職本給表（一）の適用を受ける教員にあつては58歳）を超える教職員の昇給は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

**第 1 4 条** 削除

（本給の調整額）

- 第 1 5 条** 本給の調整を行う職は、本給月額が業務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間その他の労働環境が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認められるものとして、別表第10の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教員欄に掲げる教員の占める職とする。
- 2 本給の調整額は、当該教員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第11に掲げる調整基本額にその者に係る別表第10の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

- 第 1 6 条** 管理又は監督の地位にある教職員のうち別に定める教職員に、管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当の月額は、当該教職員の本給月額に別表第14に掲げる職務の級及び区分に応じた額とする。
- 3 第1項に規定する教職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手

当の全額を支給する。

4 第1項に規定する教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

5 第27条の規定（労基法第37条第4項に規定するものを除く。）は、第1項に規定する教職員には適用しない。

（初任給調整手当）

**第17条** 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると学長が認める職（教育職本給表（一）適用者に限る。）に新たに採用された教員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、別表第15に掲げる期間の区分に応じた額の初任給調整手当を支給する。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地研修を経た場合にあつては5年）を超えることとなる教員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した3年以内の教員を除く。）については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算出した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 前項により初任給調整手当を支給されている教員が、教育職本給表（一）以外を適用されることとなった場合は、当該異動の日から同手当は支給しない。

3 初任給調整手当を支給されている教員が、休職にされた場合の期間（給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、別表第15に掲げる期間には算入しない。

（扶養手当）

**第18条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、一般職本給表（一）9級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一）6級の適用を受ける者に対しては、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、6,500円（一般職本給表（一）8級の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級の適用を受ける者については、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円（一般職本給表（一）8級の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級の適用を受ける者については、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

**第19条** 地域手当は、埼玉県さいたま市における民間の賃金水準を基礎とし、同市における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、本給、本給の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の15を乗じて得た額とする。

- 2 国家公務員又は他の国立大学法人の職員その他これらに準ずるものと認められる者（以下「国家公務員等」という。）が、引き続き本学の教職員となった場合において、採用の事情、当該異動の日の前日における勤務地等を考慮して必要があると学長が認めるときは、当該教職員には、国家公務員の例に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

**第20条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎（以下「国家公務員宿舎」という。）を貸与され、使用料を支払っている教職員その他これに準ずる教職員を除く。）
- (2) 第22条第1項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎その他これに準ずる住宅を除く。）を借り

受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（前項各号のいずれにも該当する教職員にあっては、次の各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

**第21条** 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とす

る。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれに定める額

ア	片道5キロメートル未満	2,000円
イ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ウ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
エ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
オ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
カ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
キ	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
ク	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
ケ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
コ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
サ	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
シ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
ス	片道60キロメートル以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国家公務員等から人事交流により引き続き本学の教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額



をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して算出する額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

(単身赴任手当)

**第22条** 国家公務員等から人事交流により引き続き本学の教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員及び当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円とする。ただし、教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める額を加算した額とする。

(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円

(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円

(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円

(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円

(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円

(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円

- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

(特殊勤務手当)

**第23条** 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲及び支給額は別表第16に定めるところによる。

3 前項の支給額に係る作業日数は、暦日によるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

**第24条** 教育学部の附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額、職務の級及び号給の別に応じて別表第17及び別表第18に掲げる額とする。ただし、附属幼稚園に勤務する教員については、別表第18に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

(附属幼稚園教員特別手当)

**第24条の2** 教育学部の附属幼稚園に勤務する教員には、附属幼稚園教員特別手当を支給する。

2 附属幼稚園教員特別手当の月額は、9,000円とする。

(教職調整額)

**第25条** 教育学部の附属学校に勤務する教員のうち、職務の級が1級又は2級である者には、その者の本給月額100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給を受ける者に第27条に規定する超過勤務手当を支給する場合は、当該教職調整額を当該月の超過勤務手当の内払とみなし、当該計算期間内における超過勤務手当の合計額が教職調整額を上回る場合は、当該超過勤務手当の額から教職調整額を控除した額を支給する。

3 第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第19条、第29条及び第30条の適用については教職調整額は本給とみなす。

(管理職員特別勤務手当)

**第26条** 指定職本給表の適用を受ける教職員及び第16条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要そ

の他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とする。ただし、当該勤務が6時間を超える場合には、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

- ア 指定職本給表適用者 18,000円
- イ 1種適用教職員 12,000円
- ウ 2種適用教職員 10,000円
- エ 3種適用教職員 8,500円
- オ 4種及び5種適用教職員 7,000円
- カ 6種及び7種適用教職員 6,000円

(2) 前項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とする。ただし、第1項の勤務をした後、引き続いて前項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

- ア 指定職本給表適用者 9,000円
- イ 1種適用教職員 6,000円
- ウ 2種適用教職員 5,000円
- エ 3種適用教職員 4,300円
- オ 4種及び5種適用教職員 3,500円
- カ 6種及び7種適用教職員 3,000円

(超過勤務手当)

**第27条** 労働時間等規則第7条の規定により所定の勤務日に所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。

2 労働時間等規則第7条及び第9条の規定により同規則第10条に規定する休日（国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第5条の規定に

より代休となった日を含む。)において、勤務することを命ぜられた教職員には、その勤務した全時間(同細則第4条の規定により当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命ぜられた全時間のうち所定労働時間以外の時間に勤務した時間)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160)を超過勤務手当として支給する。ただし、同細則第5条の規定により代休を与えられた教職員については、同規則第3条に規定する1日の労働時間分に対して、勤務1時間当たりの給与額の100分の35(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の60)を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、所定労働時間を超える勤務及び休日における勤務(以下「時間外勤務」という。)の時間が、1箇月に45時間又は1年間に360時間を超えた場合には、その45時間又は360時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に定める区分に応じた支給割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 時間外勤務の時間が、1箇月に45時間を超えた場合の超過勤務手当の支給割合は次のとおりとする。なお、この場合の1箇月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間を超え60時間以下の時間外勤務に係る第1項又は第2項に規定する超過勤務手当の支給割合を、それぞれ100分の125又は100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合)とする。

イ 60時間を超える時間外勤務に係る超過勤務手当の支給割合を、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合)とする。

(2) 1年間に360時間を超える時間外勤務に係る第1項又は第2項に規定する超過勤務手当の支給割合を、それぞれ100分の125又は100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合)とする。なお、この場合の1年間は毎年4月1日を起算日とする。

(深夜勤務手当)

**第27条の2** 所定労働時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教員(第16条第1項に規定する教員を除く。)には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を深夜勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

**第28条** 労働時間等規則第12条の規定により宿日直勤務を命ぜられ、勤務した教職員には、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、当該勤務を命ずる必要が生じた場合に、その都度定める。

3 第1項の勤務は第27条の勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

**第29条** 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員(無給休職者、刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている者(以下「刑事休職者」という。)、停職を命ぜられている者(以下「停職者」という。)、育児休業をしている者のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない者(以下「育児休業者」という。)、介護休業をしている者のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない者(以下「介護休業者」という。))及び大学院修学休業者を除く。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(死亡を含む。以下本条から第31条までにおいて同じ。)し、又は解雇された教職員(次に掲げる教職員を除く。)についても同様とする。

(1) その退職し、又は解雇された日において無給休職者、刑事休職者、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者であった者

(2) その退職又は解雇後、基準日までの間において国家公務員等となった者(非常勤の職である者を除き、本学の在職期間を当該機関等の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員に限る。)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表(一)7級以上及び教育職本給表(一)5級以上の教職員(以下「特定幹部教職員」という。))にあつては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において教職員が受けるべき本給月額、本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 別表第19に掲げる教職員にあっては、前項の額に本給月額、本給の調整額の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の教職員の区分に応じた加算率を乗じて得た額を加算する。
- 6 別表第20に掲げる教職員にあっては、第4項の額に本給月額に同表の職務の区分に応じた加算率を乗じて得た額を加算する。
- 7 第2項の在職期間は、本給与規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、次に掲げる期間を除算する。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等が引き続き本学の教職員となった場合に、その採用の日の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を本学の教職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。
  - (1) 停職者として在職した期間については、その全期間
  - (2) 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間
    - ア 国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第8条の2に規定する出生時育児休業
    - イ 出生時育児休業以外の育児休業の期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
  - (3) 介護休業をしている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間
  - (4) 大学院修学休業をしている教員として在職した期間については、その2分の1の期間
  - (5) 休職にされていた期間（就業規則第14条第1項第3号に規定する休職の期間を除く。）については、その2分の1の期間
- 8 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
  - (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合

(勤勉手当)

**第30条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員（休職者（就業規則第14条第1項第3号に該当し休職となった者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者を除く。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された教職員（次に掲げる教職員を除く。）についても同様とする。

(1) その退職し、又は解雇された日において休職者、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者であった者

(2) 前条第1項第2号に掲げる教職員

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた別表第21（再雇用職員にあっては、別表第22）に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

3 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教

職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において教職員が受けるべき本給月額、本給の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前項の額について前条第5項及び第6項の規定を準用する。

5 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5(特定幹部教職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

6 第2項の勤務期間は、本給与規則の適用を受ける教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等が引き続き本学の教職員となった場合に、その採用の日の直前に属していた機関が勤勉手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を本学の教職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。

(1) 停職者及び非常勤職員として在職した期間

(2) 育児休業又は介護休業をしている教職員として在職した期間

(3) 大学院修学休業をしている教員として在職した期間

(4) 休職にされていた期間(就業規則第14条第1項第3号に規定する休職の期間を除く。)

(5) 第35条の規定により給与を減額された期間

(6) 負傷又は疾病(業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかった期間から休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 育児部分休業又は介護部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

(8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらずその全期間

7 前条第8項の規定は、勤勉手当に準用する。

(研究代表者等特別手当)

**第30条の2** 研究代表者等特別手当は、競争的研究費により実施する研究の研究代表者又は研究分担者の処遇の改善を行うことを目的に支給する。

2 研究代表者等特別手当に関し必要な事項は、別に定める。

(期末特別手当)

**第31条** 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職本給表の適用を受ける教職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、育児休業者及び介護休業者を除く。)に



支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された教職員（第29条第1項各号に掲げる教職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該在職期間におけるその者の勤務成績を評価し、その成績に応じて、あらかじめ定める基準に基づいて、減額することができる。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- 3 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教職員にあっては退職し、又は解雇された日現在）において教職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（休職者（労災法適用者を除く。）以外の教職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。
- 4 第2項に規定する在職期間については、第29条第7項の規定を準用する。
- 5 第29条第8項の規定は、期末特別手当に準用する。

（休職者の給与）

**第32条** 教職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、就業規則第14条第1項第1号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労災法の定めるところにより、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 教職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当の100分の80を支給することができる。
- 3 教職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が学校、研究所、病院等の公共施設において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等の業務に従事することにより、就業規則第14条第1項第3号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、地域手当、扶養手当及び住居手当の100分の70並びに期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の100分の100を支給することができる。

5 教職員が前4項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定める。

(育児休業者等の給与)

**第33条** 労働時間等規則第23条の規定により育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

ア 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

(3) 教職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業者等の給与)

**第34条** 労働時間等規則第24条の規定により介護休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

ア 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

(3) 教職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

**第35条** 教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(本給の半減)

**第36条** 教職員が負傷若しくは疾病(業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病を除く。)に係る療養のため又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときはその期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給(本給の調整額を含む。)の半額を減ずる。

(特定の教職員についての適用除外)

**第37条** 第16条から第18条まで、第20条、第23条(別表第16の(5)及び(6)を除く。)及び第27条から第30条までの規定は、指定職本給表の適用を受ける教職員には適用しない。

2 第20条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(この規則により難い場合の措置)

**第38条** 特別の事情によりこの規則によることが出来ない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給等の切替)

2 本給与規定の適用を受ける教職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第6条第1項に規定する俸給表(以下「旧俸給表」という。)の適用を受けていた教職員(以下「承継教職員」という。)の施行日における第10条第2項に規定する本給表の適用については、別に発令される場合を除き、次表の旧俸給表欄に対応する本給表欄に定める本給表をそれぞれ適用する。

旧 俸 給 表	本 給 表
行政職俸給表(一)	一般職本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育職本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育職本給表(三)

医療職俸給表（二）	医療職本給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職本給表（二）
指定職俸給表	指定職本給表

- 3 前項の適用を受ける教職員の施行日における本給月額は、別に発令される場合を除き、当該教職員が施行日の前日に受けていた職務の級及び号俸の号数と同一の職務の級及び号給の本給月額とする。この場合において、職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていたものは、同額の本給月額とする。
- 4 前項の規定により決定された本給月額は、施行日の前日に受けていた俸給月額を受けるに至った日から受けていたものとみなす。  
（昇給停止に関する経過措置）
- 5 承継教職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けていた教職員の昇給については、第13条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も従前どおり昇給させることができる。  
（調整手当）
- 6 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた教職員の施行日以後における調整手当の支給については、引き続き同条の適用を受けるものとした場合に受けることとなる額を支給する。  
（諸手当）
- 7 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2規定する単身赴任手当の支給を受けていた教職員の施行日における第18条に規定する扶養手当、第20条に規定する住居手当、第21条に規定する通勤手当及び第22条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給用件等に変更がある場合を除き、従前のおりとする。  
（休職者等の給与）
- 8 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた教職員、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしていた教職員及び給与法附則第7項の規定により俸給の半額を減ぜられていた教職員の施行日における給与の支給については、別に発令される場合を除き、従前のおりとする。

#### 附 則（平成17. 3.28 16規則220）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

- 2 施行日において、改正前の給与規程第21条の規定により、施行日以後の期間を含む支給単位期間にかかる通勤手当を支給されていた教職員の通勤手当は、当該支給単位期間の終了する月までの間、なお、従前の例による。

附 則 (平成17.11. 1 17規則16)

この規程は、平成17年11月1日から施行し、平成17年9月1日から適用する。

附 則 (平成17.12. 1 17規則22)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え等)

- 2 施行日の前日において本給与規程別表第1から別表第8までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の施行日における本給月額(以下「新本給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における本給月額 - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級に  
(以下「旧本給月額」という。) おける最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

- 3 前項の規定により新本給月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の本給与規程第13条第2項ただし書の規定の適用については、その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算する。

(平成17年12月に支給する勤勉手当及び期末特別手当の特例措置)

- 4 平成17年12月に支給する勤勉手当の額の算定においては、別表第21及び別表第22は、附則別表第1及び附則別表第2にそれぞれ読み替えて適用し、第30条第5項中「100分の72.5」とあるのは「100分の71.7」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の91.7」とする。

- 5 平成17年12月に支給する期末特別手当の額の算定においては、第31条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の171.7」とする。

附則別表第1

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	121.7/100
	上記以外	96.7/100

(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	106.7/100
	上記以外	81.7/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	91.7/100
	上記以外	71.7/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意を受けた者 又は勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	81.7/100
	上記以外	61.7/100
(5) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	31.7/100
	上記以外	36.7/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者 ((5)に該当する者を除く。)	特定幹部教職員	51.7/100
	上記以外	46.7/100
(7) 戒告の処分を受けた者 ((5)及び(6)に 該当する者を除く。)	特定幹部教職員	71.7/100
	上記以外	56.7/100

附則別表第2

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	56.7/100
	上記以外	46.7/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	46.7/100
	上記以外	36.7/100
(3) 訓告、文書による嚴重注意を受けた者 又は勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	41.7/100
	上記以外	33.7/100
(4) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	16.7/100
	上記以外	21.7/100
(5) 出勤停止又は減給の処分を受けた者 ((4)に該当する者を除く。)	特定幹部教職員	26.7/100
	上記以外	26.7/100
(6) 戒告の処分を受けた者 ((4)及び(5)に 該当する者を除く。)	特定幹部教職員	36.7/100
	上記以外	31.7/100

附 則 (平成18. 4. 1 18規則4)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 施行日の前日から引き続き在職する教職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の

新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において別表第1から第8までの本給表の適用を受けていた教職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び第6項に規定する教職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

4 第2項後段の規定により新旧を決定される教職員(第6項に規定する教職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

5 施行日の前日において指定職本給表の適用を受けていた教職員で、施行日以後も引き続き指定職本給表の適用を受ける教職員の号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額切替)

6 施行日の前日において別表第1から第8までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の号給は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 施行日の前日においてその者が受けていた本給月額(以下「旧本給月額」という。)がその者が属していた旧級に応じた附則別表第5の旧本給月額欄に掲げられている教職員 旧級、旧本給月額及びその者が旧本給月額を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第5に定める号給

(2) 旧本給月額が附則別表第6に掲げられている教職員 その者の新級、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第6に定める号給

(3) 新級が一般職本給表(一)の10級又は教育職本給表(一)の6級となる教職員のうち旧本給月額が附則別表第6に掲げられていないもの 新級の15号給

(4) 前各号に掲げる教職員以外の教職員 新級における最高の号給

(施行日前の異動者の号給の調整)

7 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずる教職員の号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

8 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員(指定職本給表の適用を受ける教職員を除く。)で、その者の受ける本給月額が同日において受

けていた本給月額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行の日において、適用される本給表、級及び号給が、それぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号給欄に掲げるものである教職員以外の者にあつては、当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる教職員には、本給月額のほか、その差額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に相当する額を本給として支給する。

本給表	級	号給
一般職（一）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職（二）	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
技術職	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
教育職（一）	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
教育職（二）	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育職（三）	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
医療職（一）	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職（二）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

9 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必



要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 1 0 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

(昇給に関する経過措置)

- 1 1 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における第13条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」とする。

(本給の調整額に関する経過措置)

- 1 2 本給の調整を行う職を占める教員(次項において「本給の調整額適用教員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教員には、第15条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教員に係る調整数を乗じて得た額を本給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 1 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き本給の調整額適用教員(第3号に該当する教員を除く。)である教員 同日にその者に適用されていた調整基本額(国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則(21規則56)の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))
- (2) 施行日以後に新たに本給の調整額適用教員となった教員(次号に該当する教員及び施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教員を除く。) 施行日の前日に新たに本給の調整額適用教員になったとした場合に改正前の給与規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として適用されることとなる調整基本額(国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則(21規則56)の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))

(3) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をすることとなった教員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教員を除く。） 施行日の前日に当該異動に該当することとなったとした場合（本給表の適用を異にする異動をすることとなった日以後に新たに本給の調整額適用教員となった者にあつては、施行日の前日に新たに本給の調整額適用教員となり、同日に本給表の適用を異にする異動をすることとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として適用されることとなる調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

(4) 施行日以後に、国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の教職員その他これらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに本給表の適用を受けることとなった教員 当該教員が施行日の前日に本給表の適用を受ける教員であつたものとみなして前2号の規定を適用した場合にその者に適用されることとなる調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

（地域手当に関する経過措置）

1 4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。

1 5 施行日の前日において、改正前の給与規程第19条第3項の規定の適用を受けていた教職員のうち、異動の日から2年を経過する日が施行日以後となる教職員の地域手当は、当該規定の適用を引き続き受けるものとした場合の調整手当の額を当該2年を経過する日までの間、地域手当として支給する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則9）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。

附 則（平成19. 5. 17 19規則55）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年5月17日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

2 適用日の前日から引き続き管理職手当の支給を受ける者のうち、適用日におけ

る管理職手当額が、適用日の前日に受けていた管理職手当額（1箇月を超えて受けていた額に限るものとし、国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年5月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

（地域手当に関する経過措置）

3 平成19年5月1日から平成20年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の8」とする。

**附 則**（平成19. 8. 1 19規則69）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

**附 則**（平成20. 1. 24 19規則90）

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

**附 則**（平成20. 3. 1 19規則93）

（施行期日等）

1 この規則は、平成20年3月1日から施行し、改正後の第18条第3項、第30条第5項、別表第1から別表第8まで、別表第11及び別表第21の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

2 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規則の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

**附 則**（平成20. 4. 1 20規則4）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

- 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の8」とする。

附 則 (平成20. 6. 1 20規則48)

(施行期日)

- この規則は、平成20年6月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置の改正)

- 国立大学法人埼玉大学教職員給与規則(20規則4)附則第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の8.5」とし、平成20年4月1日から適用する。

(地域手当に関する経過措置)

- 平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の8.5」とする。

附 則 (平成21. 4. 1 21規則1)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 5. 29 21規則14)

(施行期日)

- この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

- 平成21年4月1日から平成22年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.5」とする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置)

- 平成21年6月に支給する期末手当の額の算定については、第29条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125(管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表(一)7級以上及び教育職本給表(一)5級以上の教職員(以下「特定幹部教職員」という。)にあっては、100分の110)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	100分の100
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	100分の80
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	100分の60
3 箇 月 未 満	100分の30

(2) 再雇用職員に対する前号の規定の適用については「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 平成21年6月に支給する勤勉手当の額の算定については、第30条第2項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた附則別表第1（21規則14 附則第3項関係）（再雇用職員にあっては、附則別表第2（21規則14 附則第3項関係））に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

(2) 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の70（特定幹部教職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

附 則（平成21. 11. 30 21規則56）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額の算定については、第29条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、12月に支給する場合においては100分の150（管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表（一）7級以上及び教育職本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の125）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

- (2) 再雇用職員に対する前号の規定の適用については「100分の150」とあるのは「100分の80」とする。

- 3 平成21年12月に支給する勤勉手当の額の算定については、第30条第2項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた附則別表第1（21規則56附則第3項関係）（再雇用職員にあっては、附則別表第2（21規則56附則第3項関係））に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10

15日未満	100分の5
零	零

(2) 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の70（特定幹部教職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

**附 則**（平成22. 3. 29 22規則3）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22. 6. 24 22規則39）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成22年4月1日から平成23年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の9.7」とし、平成22年4月1日から適用する。

**附 則**（平成22. 11. 30 22規則57）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

**附 則**（平成22. 12. 16 22規則59）

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

2 平成30年3月31日までの間、教職員（次の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教職員」という。）に対する次の各号に定める給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、平成22年4月1日前に55歳に達した特定教職員にあっては、平成23年1月1日（平成22年4月1日前に55歳に達した特定教職員以外の者が、平成23年1月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額 当該特定教職員の本給月額（当該特定教職員が第36条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の本給

月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定教職員が同条の規定の適用を受けた者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。）に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の本給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び第4項において「本給月額減額基礎額」という。））

- (2) 管理職手当 当該特定教職員の管理職手当にあっては、当該額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該特定教職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第29条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第29条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額）



(6) 第32条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第32条第1項 前各号に定める額

イ 第32条第2項 第1号及び第3号並びに第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ウ 第32条第3項 第1号及び第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第32条第4項 第1号及び第3号並びに第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
技術職本給表	5級
教育職本給表(一)	5級
教育職本給表(二)	4級
教育職本給表(三)	4級

3 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算は、第6条第4項を準用する。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第27条及び第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第2項の規定が適用される間、第30条第5項に定める額は、同条第5項の規定にかかわらず、同条5項の規定により算出した額から、同条5項に掲げる教職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される者の勤勉手当減額対象額に100分の1.23（特定幹部教職員にあつては、100分の1.53）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82（特定幹部教職員にあつては、100分の102）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成23. 3.17 22規則79）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号給の調整)

2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

**附 則** (平成23. 6.29 23規則4)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 平成22年4月1日から平成23年9月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.7」とする。

**附 則** (平成23. 9.30 23規則8)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 平成23年4月1日から平成24年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の10.2」とし、平成23年4月1日から適用する。

**附 則** (平成24. 3.30 23規則17)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号給の調整)

2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。ただし、同日において30歳に満たない教職員にあって、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)でいずれかの期日に二以上該当する教職員は、2号給上位の号給とする。

**附 則** (平成24. 6.28 24規則6)

1 この規則は、平成24年6月28日から施行する。

(地域手当に関する経過措置の改正)

- 2 平成23年10月1日施行附則(23規則8)第2項中「から平成24年6月30日」とあるのは「から平成24年3月31日」とする。

**附 則** (平成24. 6. 28 24規則6)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第10条第2項各号(教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)は除く。)に掲げる本給表の適用を受ける教職員に対する本給月額(平成18年4月1日施行附則第8項の規定による本給を含み、当該教職員が第36条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級	100分の7.77
技術職本給表	1級	100分の4.77
	2级以上	100分の7.77
教育職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
医療職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

- 3 特例期間においては、給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)は除く。
- (1) 管理職手当 当該教職員の本給の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得

た額

(2) 地域手当 当該教職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当基礎額から本給の調整額及び扶養手当の月額を除いて得た期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当基礎額から本給の調整額の月額を除いて得た勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(5) 第32条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第32条第1項 前項及び前各号に定める額

イ 第32条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第32条第3項 前項及び第2号に定める額に100分の60を乗じて得た額

エ 第32条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、第27条及び第35条の規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項、第3項第2号から5号及び第4項の規定の適用については、第1項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは、「期末手当の額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは、「勤勉手当の額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同項第5号イ中及びエ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号及び第3号」と、同項5号ウ中「前項及び第2号」

とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成23年1月1日施行附則（22規則59）第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

**附 則**（平成25. 3.28 24規則67）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
（平成25年4月1日における号給の調整）
- 2 平成25年4月1日において31歳以上37歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（以下「昇給抑制教職員」という。）でいずれかの期日に二以上、昇給抑制教職員となった教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 平成25年4月1日において37歳以上39歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかの期日に該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

**附 則**（平成25. 6.27 25規則5）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。  
（特例期間に関する適用範囲の改正）
- 2 平成24年7月1日施行附則（24規則6）第2項中「第10条第2項各号（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）は除く。）に」とあるのは「第10条第2項各号に」と、同項の表については次表のとおりと、第3項中「当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）は除く。」とあるのは、「当該各号に定める額に相当する額を減ずる。」と、同項第1号及び第2号中「100分の10」とあるのは、「100分の10（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）の適用を受ける教員にあっては、

100分の4.45) 」と、同項第3号及び第4号中「100分の9.77」とあるのは、「100分の9.77（教育職本給表（二）及び教育職本給表（三）の適用を受ける教員で、その職務の級が3級以下の教員にあっては100分の1、4級の教員にあっては100分の4.34) 」とする。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級	100分の7.77
技術職本給表	1級	100分の4.77
	2级以上	100分の7.77
教育職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
教育職本給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
医療職本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

#### 附 則（平成25. 7.18 25規則7）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

（平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の特例措置）

2 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に関する平成24年7月1日施行附則（24規則6）の規定の適用については、同附則第3項第3号及び第4号中「100分の9.77」とあるのは、「100分の4.77」とし、平成25年6月1日か

ら適用する。

**附 則**（平成25.11.28 25規則21）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。  
（平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）
- 2 平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、平成24年7月1日施行附則（24規則6）の規定にかかわらず、同附則第3項第3号及び第4号の額を減じないものとする。

**附 則**（平成26. 3.11 25規則31）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年3月11日から施行する。  
（特例期間の改正）
- 2 平成24年7月1日施行附則（24規則6）第2項中「平成26年3月31日」とあるのは、「平成26年2月28日」とし、平成26年3月1日から適用する。

**附 則**（平成26. 3.27 25規則54）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
（平成26年4月1日における号給の調整）
- 2 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において38歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（以下「昇給抑制教職員」という。）でいずれにも該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 調整日において38歳以上40歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかの期日の二以上に該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 4 調整日において40歳以上45歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかに該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位

の号給とする。

附 則（平成26.12.18 26規則23）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。  
ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

（平成26年12月に支給する勤勉手当の特例措置）

- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当の額の算定においては、別表第21及び別表第22は、附則別表第1及び附則別表第2にそれぞれ読み替えて適用し、第30条第5項中「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

附則別表第1

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	128.5/100
	上記以外	103.0/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	115.0/100
	上記以外	89.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	99.5/100
	上記以外	79.5/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	86.0/100
	上記以外	66.5/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	81.5/100
	上記以外	66.5/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	76.5/100
	上記以外	61.5/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	55.0/100
	上記以外	51.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	33.5/100
	上記以外	40.0/100

附則別表第2

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	57.0/100
	上記以外	47.0/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	47.5/100



	上記以外	37.5/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	42.0/100
	上記以外	34.0/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	39.5/100
	上記以外	34.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	37.0/100
	上記以外	32.5/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	26.5/100
	上記以外	26.5/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	15.5/100
	上記以外	21.5/100

附 則（平成27. 3. 26 26規則132）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずる教職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

6 平成30年4月1日において、引き続き附則第8項（平成18.4.1規則4）に規定する本給の切替えに伴う経過措置を受ける教職員の本給月額は、前3項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（地域手当に関する経過措置）

7 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは、「100分の13」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

8 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の第22条の規定の適用については、同条第2項中「単身赴任手当の月額は、30,000円とする。」とあるのは、「単身赴任手当の月額は、26,000円とする。」とする。

附 則（平成27.6.25 27規則12）

この規則は、平成27年6月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28.3.3 27規則60）

（施行期日等）

1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

2 改正後の第22条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から適用する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

3 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

（地域手当に関する経過措置）

4 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは、「100分の14」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置の改正）

5 平成27年4月1日施行附則（26規則132）第8項中「から平成30年3月31日」とあるのは「から平成28年3月31日」とする。

附 則（平成29.1.19 28規則22）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成29年1月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第2項(平成22.12.16規則59)の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

附 則 (平成29. 3.30 28規則46)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成29年3月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。
- 2 改正後の第18条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から適用する。  
(扶養手当に関する経過措置)
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。」とする。
- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。」とする。
- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円

（一般職本給表（一） 8級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一） 5級以上の適用を受ける者にあつては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円（一般職本給表（一） 8級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一） 5級以上の適用を受ける者にあつては3,500円）とする。」とする。

（地域手当に関する経過措置）

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の14.2」とする。

附 則（平成30. 1.18 29規則17）

（施行期日等）

1 この規則は、平成30年1月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

（本給の切替えに伴う経過措置）

2 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

附 則（平成30. 3.29 29規則48）

（施行期日等）

1 この規則は、平成30年3月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の14.5」とする。

（平成30年4月1日における号給の調整）

3 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（以下この項において「昇給抑制教職員」という。）その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成31. 1.17 30規則14）

（施行期日等）

1 この規則は、平成31年1月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。  
ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

2 改正後の第29条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**（令和元．9.26 元規則27）

この規則は、令和元年9月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**（令和2．3.26 元規則52）

（施行期日等）

1 この規則は、令和2年3月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。  
ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

2 改正後の第16条第2項及び第20条の規定については、前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

3 前項の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において改正前の第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲の額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第20条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の第20条第2項の規定より算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

**附 則**（令和2．3.27 元規則68）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2．9.17 2規則16）

この規則は、令和2年9月17日から施行し、令和2年8月11日から適用する。

**附 則**（令和3．3.18 2規則53）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4．3.28 3規則66）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4．6.9 4規則5）

この規則は、令和4年6月9日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

**附 則**（令和 4 . 9. 29 4 規則20）

この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 4 . 11. 24 4 規則30）

この規則は、令和 4 年12月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 5 . 3. 16 4 規則74）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 5 . 11. 30 5 規則38）

この規則は、令和 5 年12月 1 日から施行する。

附則別表第1 職務の級の切替表

本 給 表	旧 級	新 級
一般職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
一般職本給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
技術職本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
教育職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
教育職本給表(二) 教育職本給表(三)	6 級	6 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
医療職本給表(一) 医療職本給表(二)	4 級	4 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級

附則別表第2 号給の切替表

ア 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21



旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	経過期間											
12	3月未満		34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満		34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満		35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満		35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上		35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満		35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満		36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満		36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満		36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上		37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満		37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満		37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満		37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満		37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上		38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満		38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満		38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満		38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満		38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上		39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満		39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満		39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満		39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満		39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上		40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満			85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満			86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満			87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満			88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上			89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満			89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満			90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満			91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満			92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上			93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満			93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満			93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満			93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満			93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上			93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満				77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満				78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満				79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満				80	63	84	72	68	64		
	12月以上				81	63	85	73	69	65		
21	3月未満				81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満				82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満				83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満				84	64	88	76	72	68		
	12月以上				85	65	89	77	73	69		
22	3月未満				85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満				86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満				87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満				88	66	92	80	76			
	12月以上				89	67	93	81	77			

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	経過期間										
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

イ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満		1	1	5	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1
	12月以上		1	1	9	1
2	3月未満	1	1	1	9	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1
	12月以上	5	5	1	13	1
3	3月未満	5	5	1	13	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1
	12月以上	9	9	5	17	1
4	3月未満	9	9	5	17	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1
	12月以上	13	13	9	21	1
5	3月未満	13	13	9	21	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4
	12月以上	17	17	13	25	5
6	3月未満	17	17	13	25	5
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8
	12月以上	21	21	17	29	9
7	3月未満	21	21	17	29	9
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12
	12月以上	25	25	21	33	13
8	3月未満	25	25	21	33	13
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16
	12月以上	29	29	25	37	17
9	3月未満	29	29	25	37	17
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20
	12月以上	33	33	29	41	21
10	3月未満	33	33	29	41	21
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24
	12月以上	37	37	33	45	25
11	3月未満	37	37	33	45	25
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28
	12月以上	41	41	37	49	29

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
12	3月未満	41	41	37	49	29
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32
	12月以上	45	45	41	53	33
13	3月未満	45	45	41	53	33
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36
	12月以上	49	49	45	57	37
14	3月未満	49	49	45	57	37
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40
	12月以上	53	53	49	61	41
15	3月未満	53	53	49	61	41
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44
	12月以上	57	57	53	65	45
16	3月未満	57	57	53	65	45
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48
	12月以上	61	61	57	69	49
17	3月未満	61	61	57	69	49
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52
	12月以上	65	65	61	73	53
18	3月未満	65	65	61	73	53
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56
	12月以上	69	69	65	77	57
19	3月未満	69	69	65	77	57
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60
	12月以上	73	73	67	81	61
20	3月未満	73	73	67	81	61
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64
	12月以上	77	77	69	85	65
21	3月未満	77	77	69	85	65
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68
	12月以上	81	81	73	89	69
22	3月未満	81	81	73	89	69
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72
	12月以上	85	85	75	93	73

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	75	93	73
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76
	12月以上	89	89	77	97	77
24	3月未満	89	89	77	97	77
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80
	12月以上	93	93	79	101	81
25	3月未満	93	93	79	101	81
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84
	12月以上	97	97	81	105	85
26	3月未満	97	97	81	105	85
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88
	12月以上	101	101	85	109	89
27	3月未満	101	101	85	109	89
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92
	12月以上	105	105	87	113	93
28	3月未満	105	105	87	113	
	3月以上6月未満	106	106	87	114	
	6月以上9月未満	107	107	88	115	
	9月以上12月未満	108	108	88	116	
	12月以上	109	109	89	117	
29	3月未満	109	109	89	117	
	3月以上6月未満	110	110	90	118	
	6月以上9月未満	111	111	91	119	
	9月以上12月未満	112	112	92	120	
	12月以上	113	113	93	121	
30	3月未満	113	113	93	121	
	3月以上6月未満	114	114	93	122	
	6月以上9月未満	115	115	94	123	
	9月以上12月未満	116	116	94	124	
	12月以上	117	117	95	125	
31	3月未満	117	117	95	125	
	3月以上6月未満	118	118	95	126	
	6月以上9月未満	119	119	96	127	
	9月以上12月未満	120	120	96	128	
	12月以上	121	121	97	129	
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	121	122			
	6月以上9月未満	121	123			
	9月以上12月未満	121	124			
	12月以上	121	125			
33	3月未満		125			
	3月以上6月未満		126			
	6月以上9月未満		127			
	9月以上12月未満		128			
	12月以上		129			

ウ 技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			



旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
34	3月未満		129	129			
	3月以上6月未満		130	130			
	6月以上9月未満		131	131			
	9月以上12月未満		132	132			
	12月以上		133	133			
35	3月未満		133				
	3月以上6月未満		134				
	6月以上9月未満		135				
	9月以上12月未満		136				
	12月以上		137				
36	3月未満		137				
	3月以上6月未満		138				
	6月以上9月未満		139				
	9月以上12月未満		140				
	12月以上		141				
37	3月未満		141				
	3月以上6月未満		142				
	6月以上9月未満		143				
	9月以上12月未満		144				
	12月以上		145				
38	3月未満		145				
	3月以上6月未満		146				
	6月以上9月未満		147				
	9月以上12月未満		148				
	12月以上		149				

エ 教育職本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未満	33	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未満	37	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	41	33
	3月以上6月未満	42	42	42	34
	6月以上9月未満	43	43	43	35
	9月以上12月未満	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未満	45	45	45	37
	3月以上6月未満	46	46	46	38
	6月以上9月未満	47	47	47	39
	9月以上12月未満	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41
14	3月未満	49	49	49	41
	3月以上6月未満	50	50	50	42
	6月以上9月未満	51	51	51	43
	9月以上12月未満	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未満	53	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未満	57	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未満	61	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未満	65	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未満	69	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未満	73	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未満	77	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未満	81	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
23	3月未満	85	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未満	89	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
25	3月未満	93	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未満	97	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	98	90
	6月以上9月未満	99	99	99	91
	9月以上12月未満	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
27	3月未満	101	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
28	3月未満	105	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			

オ 教育職本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		



旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
34	3月未満	129			
	3月以上6月未満	130			
	6月以上9月未満	131			
	9月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

カ 教育職本給表（三）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

キ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4
	12月以上	13	13	13	9	5
5	3月未満	13	13	13	9	5
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8
	12月以上	17	17	17	13	9
6	3月未満	17	17	17	13	9
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12
	12月以上	21	21	21	17	13
7	3月未満	21	21	21	17	13
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3月未満	53	53	53	49	45
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
16	3月未満	57	57	57	53	49
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3月未満	61	61	61	57	53
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56
	12月以上	65	65	65	61	57
18	3月未満	65	65	65	61	57
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
19	3月未満	69	69	69	65	61
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
20	3月未満	73	73	73	69	65
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
21	3月未満	77	77	77	73	69
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72
	12月以上	81	81	81	77	73
22	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80
	12月以上	85	89	89	85	81
24	3月未満		89	89	85	
	3月以上6月未満		90	90	86	
	6月以上9月未満		91	91	87	
	9月以上12月未満		92	92	88	
	12月以上		93	93	89	
25	3月未満		93	93	89	
	3月以上6月未満		94	94	90	
	6月以上9月未満		95	95	91	
	9月以上12月未満		96	96	92	
	12月以上		97	97	93	
26	3月未満		97	97	93	
	3月以上6月未満		98	98	94	
	6月以上9月未満		99	99	95	
	9月以上12月未満		100	100	96	
	12月以上		101	101	97	
27	3月未満		101	101	97	
	3月以上6月未満		102	102	98	
	6月以上9月未満		103	103	99	
	9月以上12月未満		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
28	3月未満		105	105		
	3月以上6月未満		105	106		
	6月以上9月未満		105	107		
	9月以上12月未満		105	108		
	12月以上		105	109		
29	3月未満			109		
	3月以上6月未満			110		
	6月以上9月未満			111		
	9月以上12月未満			112		
	12月以上			113		
30	3月未満			113		
	3月以上6月未満			113		
	6月以上9月未満			113		
	9月以上12月未満			113		
	12月以上			113		



ク 医療職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4
	12月以上	13	13	13	9	5
5	3月未満	13	13	13	9	5
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8
	12月以上	17	17	17	13	9
6	3月未満	17	17	17	13	9
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12
	12月以上	21	21	21	17	13
7	3月未満	21	21	21	17	13
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3月未満	53	53	53	49	45
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
16	3月未満	57	57	57	53	49
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3月未満	61	61	61	57	53
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56
	12月以上	65	65	65	61	57
18	3月未満	65	65	65	61	57
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
19	3月未満	69	69	69	65	61
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
20	3月未満	73	73	73	69	65
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
21	3月未満	77	77	77	73	69
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72
	12月以上	81	81	81	77	73
22	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80
	12月以上	89	89	89	85	81
24	3月未満	89	89	89	85	81
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84
	12月以上	93	93	93	89	85
25	3月未満	93	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	96	92	
	12月以上	97	97	97	93	
26	3月未満	97	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	98	94	
	6月以上9月未満	99	99	99	95	
	9月以上12月未満	100	100	100	96	
	12月以上	101	101	101	97	
27	3月未満	101	101	101	97	
	3月以上6月未満	102	102	102	98	
	6月以上9月未満	103	103	103	99	
	9月以上12月未満	104	104	104	100	
	12月以上	105	105	105	101	
28	3月未満	105	105	105	101	
	3月以上6月未満	106	106	106	102	
	6月以上9月未満	107	107	107	103	
	9月以上12月未満	108	108	108	104	
	12月以上	109	109	109	105	
29	3月未満	109	109	109		
	3月以上6月未満	110	110	110		
	6月以上9月未満	111	111	111		
	9月以上12月未満	112	112	112		
	12月以上	113	113	113		
30	3月未満	113	113	113		
	3月以上6月未満	114	114	114		
	6月以上9月未満	115	115	115		
	9月以上12月未満	116	116	116		
	12月以上	117	117	117		
31	3月未満	117	117	117		
	3月以上6月未満	118	118	118		
	6月以上9月未満	119	119	119		
	9月以上12月未満	120	120	120		
	12月以上	121	121	121		
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
34	3月未満		129	129			
	3月以上6月未満		130	130			
	6月以上9月未満		131	131			
	9月以上12月未満		132	132			
	12月以上		133	133			
35	3月未満		133	133			
	3月以上6月未満		134	134			
	6月以上9月未満		135	135			
	9月以上12月未満		136	136			
	12月以上		137	137			
36	3月未満		137	137			
	3月以上6月未満		138	138			
	6月以上9月未満		139	139			
	9月以上12月未満		140	140			
	12月以上		141	141			
37	3月未満		141	141			
	3月以上6月未満		142	142			
	6月以上9月未満		143	143			
	9月以上12月未満		144	144			
	12月以上		145	145			
38	3月未満		145	145			
	3月以上6月未満		146	146			
	6月以上9月未満		147	147			
	9月以上12月未満		148	148			
	12月以上		149	149			
39	3月未満		149				
	3月以上6月未満		150				
	6月以上9月未満		151				
	9月以上12月未満		152				
	12月以上		153				
40	3月未満		153				
	3月以上6月未満		154				
	6月以上9月未満		155				
	9月以上12月未満		156				
	12月以上		157				
41	3月未満		157				
	3月以上6月未満		158				
	6月以上9月未満		159				
	9月以上12月未満		160				
	12月以上		161				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である教職員の号給の切替表

ア 旧級が一般職本給表(一)の11級である教職員の新号給

旧号給	新級	9級	10級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

旧号給	新 級	9 級	10級
	経過期間		
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が教育職本給表（一）の5級である教職員の新号給

旧号給	新 級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

旧号給	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5



旧号給	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
21	3 月未満	61	5
	3 月以上 6 月未満	62	6
	6 月以上 9 月未満	63	7
	9 月以上 12 月未満	64	8
	12 月以上	65	9
22	3 月未満	65	9
	3 月以上 6 月未満	66	9
	6 月以上 9 月未満	67	10
	9 月以上 12 月未満	68	10
	12 月以上	69	11
23	3 月未満	69	11
	3 月以上 6 月未満	70	11
	6 月以上 9 月未満	71	12
	9 月以上 12 月未満	72	12
	12 月以上	73	13

附則別表第4 指定職本給表の適用を受ける教職員の号給  
の切替表

旧 号 給	新 号 給
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4

附則別表第5 旧級が一般職本給表(一)の11級又は教育職本給表(一)の5級である  
教職員以外の教職員の新号給

ア 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
4級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5級	383,000	109	110	111	112	113
6級	418,700	89	90	91	92	93
7級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

イ 一般職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	278,600	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4級	326,100	129	130	131	132	133
5級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

ウ 技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
5級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

エ 教育職本給表（一）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101

オ 教育職本給表（二）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	457,000	129	130	131	132	133
	459,800	133	134	135	136	137

カ 教育職本給表（三）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149

キ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
4級	386,900	101	102	103	104	105
5級	424,900	81	82	83	84	85

ク 医療職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
2級	369,600	149	150	151	152	153
3級	396,600	121	122	123	124	125
4級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

附則別表第6 旧級が一般職本給表(一)の11級又は教育職本給表(一)の5級である  
教職員の新号給

ア 旧級が一般職本給表(一)の11級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
580,300	9級	37	38	39	40	41
	10級	14	14	15	15	15

イ 旧級が教育職本給表(一)の5級である教員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
592,800	5級	73	74	75	76	77
	6級	13	13	14	14	15
597,400	5級	77	78	79	80	81

附則別表第1(21規則14 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	110.0/100
	上記以外	91.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	96.5/100
	上記以外	77.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	82.0/100
	上記以外	67.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	72.0/100
	上記以外	57.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	67.5/100
	上記以外	57.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	63.5/100
	上記以外	52.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	45.5/100
	上記以外	43.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	27.5/100
	上記以外	33.5/100

附則別表第2(21規則14 附則第3項関係)

区 分		割 合
		6月期
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	49.0/100
	上記以外	38.5/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	30.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	35.5/100
	上記以外	27.5/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	33.5/100
	上記以外	27.5/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	31.0/100
	上記以外	25.5/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	22.0/100
	上記以外	21.5/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	13.5/100
	上記以外	17.0/100

附則別表第1(21規則56 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	123.5/100
	上記以外	91.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	108.5/100
	上記以外	77.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	92.0/100
	上記以外	67.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	81.0/100
	上記以外	57.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	76.0/100
	上記以外	57.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	71.0/100
	上記以外	52.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	51.0/100
	上記以外	43.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	27.5/100
	上記以外	33.5/100

附則別表第2(21規則56 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	60.0/100
	上記以外	50.0/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	50.0/100
	上記以外	40.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	45.0/100
	上記以外	37.0/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	42.5/100
	上記以外	37.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	35.0/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	30.0/100
	上記以外	30.0/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	20.0/100
	上記以外	25.0/100

別表第1

## 一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		



一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
再雇用 職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない職員に適用する。

## 別表第2

## 一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	147,100	200,200	219,900	260,200
2	148,100	201,200	221,000	261,400
3	149,100	202,200	221,900	262,400
4	150,100	203,000	222,800	263,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200
6	152,300	205,200	225,100	265,200
7	153,400	206,500	226,300	266,100
8	154,400	207,600	227,400	267,000
9	155,300	208,900	228,700	267,600
10	156,400	209,600	230,300	268,300
11	157,500	210,400	231,800	269,100
12	158,600	211,100	233,000	269,900
13	159,500	212,200	234,100	270,700
14	160,600	213,100	235,300	271,500
15	161,800	214,000	236,500	272,300
16	162,900	214,800	237,400	273,100
17	164,000	215,700	238,000	273,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800
19	166,700	217,600	238,800	275,700
20	167,900	218,500	239,300	276,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400
22	170,200	220,000	241,100	278,000
23	171,400	220,800	242,300	278,700
24	172,600	221,400	243,200	279,400
25	173,700	222,100	244,300	279,900
26	175,200	222,600	245,500	280,600
27	176,700	223,000	246,700	281,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100
29	179,600	224,100	248,700	282,900
30	181,000	225,100	249,800	283,800
31	182,500	226,000	251,000	284,600
32	184,000	226,600	252,100	285,400
33	185,400	227,100	253,200	286,100
34	187,100	228,100	254,100	287,000
35	188,800	229,100	255,000	287,900
36	190,500	230,100	256,000	288,800
37	192,200	230,600	257,000	289,400
38	193,300	231,700	257,800	290,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000
40	195,800	233,800	259,500	291,800
41	196,800	234,500	260,400	292,400
42	198,200	235,500	261,300	293,400
43	199,400	236,400	262,200	294,400
44	200,600	237,200	263,200	295,300
45	202,100	238,000	263,800	296,000

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	203,100	238,800	264,700	296,900
47	204,000	239,500	265,700	297,800
48	205,100	240,100	266,600	298,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200
50	207,200	241,600	268,400	299,800
51	208,100	242,500	269,200	300,400
52	209,100	243,300	269,900	301,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700
54	211,200	245,100	271,300	302,500
55	212,100	245,700	272,100	303,200
56	213,000	246,400	272,900	303,900
57	213,900	247,200	273,500	304,500
58	214,500	247,900	274,400	305,200
59	215,200	248,600	275,300	305,900
60	216,000	249,200	276,200	306,500
61	216,800	249,800	277,100	307,100
62	217,300	250,600	278,100	307,800
63	217,800	251,400	278,900	308,500
64	218,300	252,000	279,800	309,100
65	218,800	252,600	280,600	309,600
66	219,400	253,100	281,400	310,100
67	220,000	253,500	282,200	310,700
68	220,500	253,900	282,900	311,300
69	220,800	254,600	283,500	311,900
70	221,100	255,100	284,300	312,300
71	221,400	255,500	285,100	312,800
72	221,700	255,800	285,800	313,300
73	221,900	256,000	286,500	313,600
74	222,300	256,300	287,200	314,100
75	222,600	256,700	287,900	314,600
76	223,000	257,100	288,700	315,000
77	223,200	257,400	289,200	315,200
78	223,700	257,800	289,700	315,500
79	224,000	258,200	290,100	315,800
80	224,300	258,600	290,500	316,100
81	224,600	258,900	290,900	316,400
82	224,900	259,200	291,300	316,700
83	225,200	259,500	291,800	317,000
84	225,500	259,700	292,300	317,300
85	225,800	259,900	292,600	317,500
86	226,100	260,100	293,100	317,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	
122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	
127		270,600	307,500	
128		270,900	307,700	
129		271,100	307,900	
130		271,300	308,200	
131		271,600	308,500	
132		271,900	308,700	
133		272,100	308,900	
134		272,300		
135		272,600		

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136		272,900		
137		273,100		
再雇用 職員	194,600	205,700	224,200	245,000

備考 この表は、調理師に適用する。

別表第3

## 技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,100	351,600	416,900	453,100	
83	298,900	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,200	354,000	417,900	454,400	
86	301,000	354,600	418,300	454,800	
87	301,800	355,200	418,700	455,200	
88	302,600	355,800	419,100	455,500	
89	303,200	356,300	419,400	455,800	
90	303,800	356,700	419,800	456,200	



技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	304,400	357,100	420,200	456,600	
92	305,000	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,200	358,300	421,200	457,600	
95	306,800	358,800	421,500	457,900	
96	307,400	359,200	421,800	458,200	
97	307,900	359,800	422,100	458,500	
98	308,500	360,300	422,500	458,900	
99	309,100	360,700	422,800	459,200	
100	309,700	361,200	423,100	459,500	
101	310,000	361,600	423,400	459,800	
102	310,300	362,100	423,800		
103	310,600	362,400	424,100		
104	310,900	362,800	424,400		
105	311,200	363,300	424,700		
106	311,500	363,700	425,000		
107	311,800	364,200	425,300		
108	312,000	364,700	425,600		
109	312,400	365,100	425,900		
110	312,700	365,600	426,200		
111	313,100	366,100	426,500		
112	313,500	366,500	426,800		
113	313,800	366,900	427,100		
114	314,200	367,300	427,400		
115	314,500	367,800	427,700		
116	314,800	368,200	428,000		
117	315,000	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,600	370,600			
123	317,000	371,100			
124	317,400	371,400			
125	317,600	371,800			
126	317,800	372,300			
127	318,100	372,800			
128	318,500	373,200			
129	318,700	373,600			
130	319,000	374,100			
131	319,400	374,600			
132	319,600	375,100			
133	319,800	375,600			
134	320,100	376,100			
135	320,500	376,600			

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	320,700	377,100			
137	320,900	377,600			
138	321,100	378,100			
139	321,300	378,600			
140	321,600	379,100			
141	322,000	379,600			
142	322,300				
143	322,600				
144	322,900				
145	323,300				
146	323,600				
147	323,800				
148	324,100				
149	324,500				
150	324,800				
151	325,100				
152	325,300				
153	325,600				
154	325,900				
155	326,200				
156	326,500				
157	326,700				
再雇用 職員	236,600	283,800	294,800	316,800	401,000

備考 この表は、総括技師、主任技師、技師、専門技術員及び技術員に適用する。

別表第4

## 教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700	
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900	
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700	
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800	
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000	
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000	
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100	
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100	
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000	
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800	
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300	

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200	
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800	
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100	
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400	
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300	
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200	
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100	
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000	
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800	
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500	
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000	
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000	
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700	
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300	
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900	
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500	
82	298,100	351,600	416,900	453,100		
83	298,900	352,500	417,200	453,400		
84	299,700	353,400	417,600	454,000		
85	300,200	354,000	417,900	454,400		
86	301,000	354,600	418,300	454,800		
87	301,800	355,200	418,700	455,200		
88	302,600	355,800	419,100	455,500		
89	303,200	356,300	419,400	455,800		
90	303,800	356,700	419,800	456,200		

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	304,400	357,100	420,200	456,600		
92	305,000	357,500	420,500	456,900		
93	305,600	357,900	420,800	457,200		
94	306,200	358,300	421,200	457,600		
95	306,800	358,800	421,500	457,900		
96	307,400	359,200	421,800	458,200		
97	307,900	359,800	422,100	458,500		
98	308,500	360,300	422,500	458,900		
99	309,100	360,700	422,800	459,200		
100	309,700	361,200	423,100	459,500		
101	310,000	361,600	423,400	459,800		
102	310,300	362,100	423,800			
103	310,600	362,400	424,100			
104	310,900	362,800	424,400			
105	311,200	363,300	424,700			
106	311,500	363,700	425,000			
107	311,800	364,200	425,300			
108	312,000	364,700	425,600			
109	312,400	365,100	425,900			
110	312,700	365,600	426,200			
111	313,100	366,100	426,500			
112	313,500	366,500	426,800			
113	313,800	366,900	427,100			
114	314,200	367,300	427,400			
115	314,500	367,800	427,700			
116	314,800	368,200	428,000			
117	315,000	368,600	428,200			
118	315,300	369,000				
119	315,700	369,500				
120	316,100	369,900				
121	316,300	370,200				
122	316,600	370,600				
123	317,000	371,100				
124	317,400	371,400				
125	317,600	371,800				
126	317,800	372,300				
127	318,100	372,800				
128	318,500	373,200				
129	318,700	373,600				
130	319,000	374,100				
131	319,400	374,600				
132	319,600	375,100				
133	319,800	375,600				
134	320,100	376,100				
135	320,500	376,600				

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	320,700	377,100				
137	320,900	377,600				
138	321,100	378,100				
139	321,300	378,600				
140	321,600	379,100				
141	322,000	379,600				
142	322,300					
143	322,600					
144	322,900					
145	323,300					
146	323,600					
147	323,800					
148	324,100					
149	324,500					
150	324,800					
151	325,100					
152	325,300					
153	325,600					
154	325,900					
155	326,200					
156	326,500					
157	326,700					
再雇用 職員	236,600	283,800	294,800	316,800	401,000	535,500

備考 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表第5

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	177,200	219,700	337,600	418,700
2	178,700	221,400	339,600	420,500
3	180,300	222,900	341,600	422,300
4	181,800	224,400	343,600	423,900
5	183,400	226,100	345,600	425,400
6	185,300	227,400	347,200	426,900
7	187,100	228,600	348,800	428,700
8	189,000	229,900	350,300	430,500
9	190,700	231,600	351,800	432,200
10	192,800	233,300	353,800	434,000
11	194,800	235,000	355,800	435,900
12	196,800	236,600	357,700	437,700
13	198,800	238,100	359,600	439,400
14	200,900	240,100	361,500	441,300
15	203,000	242,000	363,300	443,100
16	205,100	243,900	364,900	445,000
17	207,300	245,600	366,500	446,700
18	209,400	248,000	368,300	448,500
19	211,600	250,400	370,100	450,300
20	213,500	252,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	373,500	453,700
22	217,300	257,600	375,400	455,400
23	218,800	259,900	377,100	457,300
24	220,300	262,100	378,800	459,000
25	221,800	264,300	380,100	460,700
26	223,000	266,500	381,900	462,300
27	224,200	268,900	383,700	463,900
28	225,500	271,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	387,400	466,900
30	228,300	275,600	389,200	468,200
31	229,900	277,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	393,000	470,800
33	232,700	282,000	394,600	472,000
34	234,400	284,200	396,300	472,700
35	236,200	286,300	397,900	473,400
36	237,700	288,200	399,600	474,100
37	239,100	290,300	400,800	474,700
38	240,600	292,000	402,200	
39	242,100	293,800	403,600	
40	243,600	295,500	405,000	
41	245,000	296,800	406,600	
42	246,300	298,800	408,000	
43	247,500	300,700	409,300	
44	248,600	302,700	410,700	
45	249,700	304,700	412,100	

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	250,900	306,800	413,400	
47	252,100	309,000	414,900	
48	253,100	311,200	416,400	
49	254,200	313,300	418,000	
50	255,500	315,600	419,400	
51	256,700	317,800	421,000	
52	258,000	319,900	422,500	
53	259,100	322,000	424,200	
54	260,300	323,500	425,700	
55	261,600	325,000	427,300	
56	262,600	326,500	428,900	
57	263,700	328,200	430,400	
58	264,400	330,200	431,900	
59	265,400	332,200	433,100	
60	266,400	334,100	434,300	
61	267,300	335,900	435,500	
62	268,100	337,900	436,800	
63	268,900	339,900	438,100	
64	269,700	341,800	439,300	
65	270,800	343,500	440,500	
66	272,100	345,500	441,700	
67	273,400	347,500	442,900	
68	274,700	349,500	444,100	
69	275,900	351,300	445,300	
70	277,100	353,200	446,500	
71	278,300	355,100	447,700	
72	279,500	357,000	448,900	
73	280,500	358,600	450,000	
74	281,500	360,500	450,600	
75	282,500	362,300	451,100	
76	283,400	364,200	451,600	
77	284,300	366,000	452,100	
78	285,200	367,700		
79	286,100	369,300		
80	287,000	370,900		
81	287,800	372,300		
82	288,900	373,800		
83	289,900	375,200		
84	290,900	376,500		
85	291,900	377,600		
86	292,900	379,000		
87	293,900	380,400		
88	294,900	381,700		
89	296,000	382,900		
90	297,100	384,200		



教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	298,200	385,300		
92	299,200	386,500		
93	299,700	387,700		
94	300,700	388,800		
95	301,800	390,000		
96	303,000	391,200		
97	304,000	392,600		
98	305,100	393,600		
99	306,100	394,600		
100	307,100	395,600		
101	307,900	396,500		
102	309,000	397,500		
103	310,000	398,600		
104	311,000	399,700		
105	311,600	400,400		
106	312,500	401,300		
107	313,300	402,200		
108	314,100	403,100		
109	314,800	403,900		
110	315,200	404,800		
111	315,600	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,000		
114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		
116	317,900	409,100		
117	318,400	409,700		
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		
122	320,700	411,600		
123	321,200	411,900		
124	321,700	412,100		
125	322,300	412,300		
126	322,600	412,600		
127	322,900	412,900		
128	323,200	413,100		
129	323,400	413,300		
130	323,700	413,600		
131	324,000	413,900		
132	324,300	414,100		
133	324,500	414,300		
134	324,700	414,600		
135	324,900	414,900		

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	325,200	415,100		
137	325,500	415,300		
138	325,700	415,600		
139	326,000	415,900		
140	326,300	416,100		
141	326,500	416,300		
142	326,700	416,600		
143	327,000	416,900		
144	327,200	417,100		
145	327,500	417,300		
146	327,700			
147	328,000			
148	328,300			
149	328,500			
150	328,700			
151	329,000			
152	329,300			
153	329,500			
再雇用 職員	235,000	275,300	332,200	416,600

備考 (一) この表は、附属特別支援学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第6

## 教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	177,200	193,400	303,200	408,500
2	178,700	195,500	305,800	410,000
3	180,300	197,600	308,600	411,500
4	181,800	199,800	311,000	412,900
5	183,400	201,900	313,300	414,200
6	185,300	204,000	315,400	415,600
7	187,100	206,100	317,500	417,000
8	189,000	208,200	319,600	418,400
9	190,700	210,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	323,800	421,200
11	194,800	215,100	326,100	422,600
12	196,800	217,300	328,400	423,900
13	198,800	219,700	330,600	425,200
14	200,900	221,400	332,400	426,600
15	203,000	222,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	335,900	429,400
17	207,300	226,100	337,600	430,600
18	209,400	227,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	341,600	433,100
20	213,500	229,900	343,600	434,400
21	215,700	231,600	345,600	435,500
22	217,300	233,300	347,200	436,700
23	218,800	235,000	348,800	438,000
24	220,300	236,600	350,300	439,300
25	221,800	238,100	351,800	440,600
26	222,900	240,100	353,600	441,800
27	224,000	242,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	357,000	443,900
29	226,700	245,600	358,600	445,100
30	228,200	248,000	360,200	445,900
31	229,700	250,400	361,800	446,700
32	231,200	252,800	363,300	447,600
33	232,500	255,200	364,600	448,500
34	234,100	257,600	366,100	449,000
35	235,800	259,900	367,600	449,500
36	237,200	262,100	369,300	450,000
37	238,500	264,300	371,000	450,500
38	239,900	266,500	372,500	
39	241,300	268,900	373,800	
40	242,700	271,000	375,200	
41	244,000	273,300	376,300	
42	245,300	275,600	377,700	
43	246,500	277,800	379,100	
44	247,800	279,900	380,600	
45	249,100	282,000	382,000	

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	250,400	284,200	383,600	
47	251,600	286,300	385,100	
48	252,700	288,200	386,600	
49	253,800	290,300	387,900	
50	255,100	292,000	389,400	
51	256,400	293,800	390,800	
52	257,400	295,500	392,100	
53	258,500	296,800	393,300	
54	259,900	298,800	394,600	
55	260,900	300,700	395,700	
56	261,900	302,700	396,800	
57	262,900	304,700	398,000	
58	263,900	306,800	399,200	
59	264,900	309,000	400,400	
60	265,900	311,200	401,600	
61	266,800	313,300	402,700	
62	267,500	315,600	403,700	
63	268,200	317,800	405,000	
64	268,800	319,900	406,200	
65	269,500	322,000	407,400	
66	270,700	323,500	408,500	
67	271,800	325,000	409,600	
68	272,900	326,500	410,700	
69	274,200	328,200	411,700	
70	275,600	330,200	412,900	
71	276,800	332,200	414,100	
72	278,000	334,100	415,300	
73	278,800	335,900	415,900	
74	279,700	337,900	416,700	
75	280,700	339,800	417,400	
76	281,700	341,700	417,900	
77	282,600	343,400	418,200	
78	283,600	345,200	418,600	
79	284,700	346,900	419,000	
80	285,500	348,600	419,400	
81	286,300	350,400	419,700	
82	287,100	352,100	420,100	
83	287,900	353,500	420,500	
84	288,700	355,100	420,800	
85	289,600	356,300	421,100	
86	290,400	357,900	421,500	
87	291,100	359,400	421,900	
88	291,900	360,900	422,200	
89	292,800	362,200	422,500	
90	293,700	363,500	422,800	

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	294,600	364,800	423,100	
92	295,300	366,200	423,300	
93	295,600	367,600	423,500	
94	296,300	368,900		
95	297,000	370,100		
96	297,700	371,200		
97	298,400	372,200		
98	299,200	373,200		
99	300,000	374,200		
100	300,700	375,100		
101	301,400	375,900		
102	301,800	376,900		
103	302,200	377,800		
104	302,600	378,700		
105	302,800	379,500		
106	303,100	380,400		
107	303,400	381,300		
108	303,600	382,200		
109	303,800	383,000		
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136		400,900		
137		401,200		
138		401,500		
139		401,800		
140		402,100		
141		402,400		
142		402,700		
143		403,000		
144		403,300		
145		403,500		
146		403,800		
147		404,100		
148		404,300		
149		404,500		
150		404,800		
151		405,100		
152		405,300		
153		405,500		
154		405,800		
155		406,100		
156		406,300		
157		406,500		
再雇用 職員	226,200	272,100	325,500	406,600

備考 (一) この表は、附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第7

## 医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	
90		291,700	327,800	348,600	



医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91		291,900	328,200	349,000	
92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700	
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	
105		295,500	332,200	354,300	
106			332,400		
107			332,800		
108			333,000		
109			333,200		
110			333,600		
111			334,000		
112			334,400		
113			334,600		
再雇用 職員	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100

備考 この表は、栄養士及び薬剤師に適用する。

別表第8

## 医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			
141	303,100	334,200			
142	303,500	334,600			
143	303,900	334,900			
144	304,200	335,300			
145	304,400	335,600			
146	304,600	336,000			
147	304,900	336,400			
148	305,300	336,800			
149	305,500	337,100			
150	305,700	337,500			
151	306,000	337,900			
152	306,300	338,300			
153	306,700	338,600			
154	306,900				
155	307,100				
156	307,400				
157	307,700				
158	308,000				
159	308,300				
160	308,600				
161	309,000				
162	309,300				
163	309,600				
164	309,900				
165	310,300				
166	310,600				
167	310,900				
168	311,200				
169	311,600				
再雇用 職員	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

別表第9

指定職本給表

号 給	本 給 月 額
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000

備考 この表は、学長が指定する者に適用する。

別表第10 第15条(本給の調整額)関係

勤務箇所	教 員	調整数
1 大学	(1) 大学院の研究科の授業を常時担当する教育職本給表(一)2級以上の教員(以下この表において「大学院担当教員」という。)のうち大学院研究科の博士課程を担当する者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、大学院博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあつては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあつては区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間)の学生を担当する主任指導教員のうち、4人以上の学生を担当する者	3
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する教育職本給表(一)2級の教員	1
2 附属小学校	主幹教諭	1
3 附属中学校	主幹教諭	1
4 附属特別支援学校	(1) 特殊教育に直接従事することを本務とする教頭及び教諭 (2) 養護教諭	2

別表第11 第15条第2項関係

ア 教育職本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	10,500円	ただし、1号給10,489円
3級	11,900円	
4級	12,700円	
5級	15,000円	
6級	16,300円	

イ 教育職本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	11,100円	ただし、1号給9,886円、2号給9,963円、3号給10,030円、4号給10,098円、5号給10,174円、6号給10,233円、7号給10,287円、8号給10,345円、9号給10,422円、10号給10,498円、11号給10,575円、12号給10,647円、13号給10,714円、14号給10,804円、15号給10,890円、16号給10,975円、17号給11,052円
3級	12,200円	
4級	13,100円	

ウ 教育職本給表(三)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	11,000円	ただし、1号給8,703円、2号給8,797円、3号給8,892円、4号給8,991円、5号給9,085円、6号給9,180円、7号給9,274円、8号給9,369円、9号給9,468円、10号給9,576円、11号給9,679円、12号給9,778円、13号給9,886円、14号給9,963円、15号給10,030円、16号給10,098円、17号給10,174円、18号給10,233円、19号給10,287円、20号給10,345円、21号給10,422円、22号給10,498円、23号給10,575円、24号給10,647円、25号給10,714円、26号給10,804円、27号給10,890円、28号給10,975円
3級	11,800円	
4級	12,700円	

別表第12 削除

別表第13 削除



別表第14 第16条(管理職手当)関係

ア 一般職本給表(一)

職務の級	区 分	手当額 (円)
10 級	1 種	139,300
9 級	1 種	130,300
8 級	1 種	117,100
	2 種	94,000
7 級	2 種	88,500
6 級	5 種	62,300
5 級	5 種	59,500
	7 種	31,700

イ 技術職本給表

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	6 種	57,300
	7 種	36,700
3 級	7 種	30,700

ウ 教育職本給表(一)

職務の級	区 分	手当額 (円)
6 級	2 種	114,000
	3 種	99,800
	4 種	92,700
	5 種	85,500
	6 種	71,300
5 級	3 種	93,500
	4 種	86,800
	5 種	80,200
	6 種	66,800
	7 種	42,800
4 級	5 種	68,800
	6 種	57,300
	7 種	36,700

エ 教育職本給表(二)

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	6 種	56,900
3 級	6 種	54,200
2 級	7 種	33,400

オ 教育職本給表(三)

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	5 種	65,100
	6 種	54,300
3 級	5 種	64,500
	6 種	53,700
2 級	6 種	51,000

カ 一般職本給表(一)再雇用職員

職務の級	区 分	手当額 (円)
9 級	1 種	112,900
8 級	1 種	99,800
	2 種	79,800
7 級	2 種	72,900
6 級	5 種	48,200
5 級	5 種	44,300

別表第15 第17条(初任給調整手当)関係

期間の区分	支給額 (円)
1年未満	51,100
1年以上2年未満	51,100
2年以上3年未満	51,100
3年以上4年未満	51,100
4年以上5年未満	51,100
5年以上6年未満	51,100
6年以上7年未満	49,300
7年以上8年未満	47,500
8年以上9年未満	45,700
9年以上10年未満	43,900
10年以上11年未満	42,100
11年以上12年未満	40,300
12年以上13年未満	38,500
13年以上14年未満	36,700
14年以上15年未満	35,300
15年以上16年未満	33,900
16年以上17年未満	32,500
17年以上18年未満	31,100
18年以上19年未満	29,700
19年以上20年未満	28,300
20年以上21年未満	26,900
21年以上22年未満	26,300
22年以上23年未満	25,700
23年以上24年未満	24,700
24年以上25年未満	24,100
25年以上26年未満	23,500
26年以上27年未満	22,900
27年以上28年未満	22,300
28年以上29年未満	21,500
29年以上30年未満	21,200
30年以上31年未満	20,800
31年以上32年未満	20,200
32年以上33年未満	19,300
33年以上34年未満	18,400
34年以上35年未満	17,700

備考:この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第16 第23条(特殊勤務手当)関係

特殊勤務手当の種類	支給対象教職員及び業務	支給額
(1) 高所作業手当	施設管理課に所属する職員が、地上15メートル以上の建築物又は建造物上の墜落の危険が著しい箇所で行う営繕工事の監督の作業に従事したとき	作業した日1日につき200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)ただし、作業した日1日について4時間に満たない場合は、100分の60を乗じて得た額とする
(2) 教員特殊業務手当	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の教員で職務の級が教育職本給表(二)又は(三)の1級及び2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶときに支給する	アの業務 3, 200円 イ、ウの業務 3, 000円 エ、オ、カの業務 1, 700円 キの業務 1, 200円 クの業務 900円
	業 務	心身に著しい負担を与えると認められる程度
	ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。
	イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務	
	ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務	
	エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。
	オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの	
	カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。
	キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。
	ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。

(3)教育実習等指導手当	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の教員が本学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務(本学の教育実習の指導の計画に基づき、あらかじめ特定の指導課程の担当を命ぜられた教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭又は養護教諭がその計画に基づいて行う教育実習の指導業務)等に従事したとき	1日 720円						
(4)教育業務連絡指導手当	<p>附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校に所属する指導教諭又は教諭のうち、主任等で次に掲げる職務を担当する指導教諭又は教諭が、当該担当業務に従事したときに支給する</p> <table border="1" data-bbox="544 763 1050 1043"> <tr> <td data-bbox="544 763 703 831">附属小学校</td> <td data-bbox="703 763 1050 831">教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 831 703 931">附属中学校</td> <td data-bbox="703 831 1050 931">教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 931 703 1043">附属特別支援学校</td> <td data-bbox="703 931 1050 1043">教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任</td> </tr> </table> <p>(適用除外) 6学級未満の学校に置かれる研究主任、教育実習主任</p>	附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任	附属中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任	附属特別支援学校	教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任	1日 200円
附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任							
附属中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任							
附属特別支援学校	教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任							
(5)大学入学共通テスト手当	大学入学共通テストに係る業務に従事した教職員に支給する	試験実施の都度定める単価に、従事した業務ごとに定める点数を乗じて得た額						
(6)入学試験手当	大学入学共通テスト以外の本学の入学試験に係る業務に従事した教員に支給する	試験実施の都度定める単価に、従事した業務ごとに定める点数を乗じて得た額						
(7)防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため緊急に行う措置に係る作業に従事した教職員に支給する。	1日 3,000円						

## 別表第17 第24条(義務教育等教員特別手当)関係

## 教育職本給表(二)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1~4	6,300	12,800	17,100
5~8	6,600	13,200	17,500
9~12	7,000	13,600	17,900
13~16	7,300	14,000	18,300
17~20	7,600	14,400	18,700
21~24	7,900	14,800	19,000
25~28	8,300	15,100	19,400
29~32	8,900	15,500	19,600
33~36	9,300	15,900	19,900
37	9,700	16,300	20,200
38~40	9,700	16,300	
41~44	10,500	16,700	
45~48	10,900	17,100	
49~52	11,300	17,400	
53~56	12,100	17,700	
57~60	12,500	18,000	
61~64	12,900	18,300	
65~68	13,300	18,500	
69~72	13,700	18,700	
73~76	14,000	18,900	
77	14,400	19,100	
78~80	14,400		
81~84	14,700		
85~88	15,000		
89~92	15,400		
93~96	15,700		
97~100	16,000		
101~104	16,300		
105~108	16,500		
109~112	16,800		
113~116	17,000		
117~120	17,200		
121~124	17,400		
125~145	17,600		

## 別表第18 第24条(義務教育等教員特別手当)関係

## 教育職本給表(三)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1~4	5,400	10,700	17,100
5~8	5,700	11,100	17,500
9~12	6,000	11,500	17,900
13~16	6,300	12,400	18,300
17~20	6,600	12,800	18,700
21~24	7,000	13,200	19,000
25~28	7,300	13,600	19,400
29~32	7,600	14,000	19,600
33~36	7,900	14,400	19,900
37	8,300	14,800	20,200
38~40	8,300	14,800	
41~44	8,900	15,100	
45~48	9,300	15,500	
49~52	9,700	15,900	
53~56	10,500	16,300	
57~60	10,900	16,700	
61~64	11,300	17,100	
65~68	12,100	17,400	
69~72	12,500	17,700	
73~76	12,900	18,000	
77~80	13,300	18,300	
81~84	13,700	18,500	
85~88	14,000	18,700	
89~92	14,400	18,900	
93	14,700	19,100	
94~96	14,700		
97~100	15,000		
101~104	15,400		
105~108	15,700		
109~112	16,000		
113~116	16,300		
117~120	16,500		
121~124	16,800		
125~128	17,000		
129~132	17,200		
133~136	17,400		
137~157	17,600		

別表第19 第29条(期末手当)関係

本給表	職務の級	加算率	適用基準
一般職(一)	10級～8級	100分の20	
	7級・6級	100分の15	
	5級・4級	100分の10	
	3級	100分の5	
一般職(二)	4級・3級	100分の5	
技術職	5級	100分の15	
	4級・3級	100分の10	
	2級	100分の5	
	1級	100分の5	基準日現在の本給が69号給以上である者
教育職(一)	6級	100分の20	
	5級	100分の20	毎年6月1日現在の教育職本給表(一)5級適用者数の50%を定数として、学長が職責等を考慮して指定する者
	5級	100分の15	
	4級	100分の15	毎年6月1日現在の教育職本給表(一)4級適用者数の25%を定数として、学長が職責等を考慮して指定する者
	4級・3級	100分の10	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が5年(修士課程修了)以上である者
	1級	100分の5	基準日現在の経験年数が20年(大学4卒)以上である者
教育職(二)	4級	100分の15	
	3級	100分の10	
教育職(三)	2級	100分の10	基準日現在の経験年数が30年(大学4卒)以上である者
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が12年(大学4卒)以上である者
医療職(一)	5級	100分の10	
	4級・3級	100分の5	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が15年(短大3卒)以上である者
医療職(二)	5級	100分の10	
	4級・3級	100分の5	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が15年(短大3卒)以上である者

別表第20 第29条(期末手当)関係

本給表	職務の級	管理職手当の区分	加算率	適用基準
一般職(一)	10級～7級	1種	100分の25	
		2種	100分の15	
		3種	100分の10	
教育職(一)	6級・5級	1種	100分の25	
		2種	100分の15	
		3種	100分の10	



別表第21 第30条(勤勉手当)関係

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	145.5/100
	上記以外	121.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	131.0/100
	上記以外	110.0/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	118.5/100
	上記以外	98.5/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	93.5/100
	上記以外	74.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の 矯正措置の対象となる事実があ った者	特定幹部教職員	80.0/100
	上記以外	65.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	75.0/100
	上記以外	60.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受け た者	特定幹部教職員	53.0/100
	上記以外	49.5/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	32.5/100
	上記以外	39.0/100

別表第22 第30条(勤勉手当)関係

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	66.25/100
	上記以外	56.25/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	56.75/100
	上記以外	46.75/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	46.625/100
	上記以外	38.125/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の 矯正措置の対象となる事実があ った者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	34.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	37.0/100
	上記以外	32.0/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受け た者	特定幹部教職員	26.5/100
	上記以外	27.0/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	16.0/100
	上記以外	21.5/100